

山口県環境影響評価技術審査会規則

平成10年12月22日公布
山口県規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）第2条の規定に基づき、山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境影響評価に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 審査会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審査会の事務に従事する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第32号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。